

江 別 市

事業者向け脱炭素化普及促進支援コンサルティング事業委託業務

仕 様 書

令和8年6月

江別市 環境課脱炭素・環境計画推進担当

江別市事業者向け脱炭素化普及促進支援コンサルティング事業委託業務仕様書

1 業務名

江別市事業者向け脱炭素化普及促進支援コンサルティング事業委託業務

2 業務目的

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、市域の産業部門における二酸化炭素等の排出量削減を目指し、市内事業者向けに温室効果ガス排出量の調査・分析を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

4 事業内容

(1) 温室効果ガス排出量評価

対象となる事業所のエネルギー使用量（実績）などから、温室効果ガス排出量を推計し、結果について評価、分析等を記述した報告書を作成し支援事業者の説明を行うこと。

(2) 温室効果ガス削減ロードマップ策定支援

対象となる事業所の温室効果ガス削減目標や行動計画を具体的に設定し、支援事業者に対し、温室効果ガス削減に向けたロードマップ作成を支援すること。

(3) 独自提案

本業務を実施することによる成果（支援事業者の取組改善、温室効果ガス排出量の削減目標等）に関する目標値を1つ以上設定すること。その目標達成に向けた内容を提案すること。

(4) 事業周知

本業務実施のため、支援事業者に対し本事業の趣旨、内容、メリット等をわかりやすく周知すること。

5 支援事業者への支援

受託者においては、以下のとおり、支援事業者に対して支援を実施すること。

支援内容	実施件数
温室効果ガス排出量評価	1件以上実施
温室効果ガス削減ロードマップ策定支援	1件以上実施

6 支援事業者

江別市内に事業所（本社、支店又は営業所）がある事業者。ただし、支援の申込みが多く見込まれる場合は、江別市と受託者で協議の上、対象となる支援事業者を選定すること。

7 支援事業者の費用負担

支援事業者の費用負担は、ないものとする。

8 実施体制

(1) 業務責任者及び連絡体制

- ① 受託者は、業務の履行にあたり、業務責任者を選任し、その氏名等を江別市に通知するものとする。また、やむを得ず業務責任者が変更になる場合は、江別市に速やかに通知し、業務を滞りなく実施できる体制を整えること。
- ② 業務責任者は、業務内容を十分理解した上で、経験と専門知識を有する者を配置すること。また、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うこと。
- ③ 本業務を適正に履行するため、江別市と連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡体制を構築し、綿密に打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行うこと。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を速やかに作成し、計画内容について江別市と十分に協議を行った上で業務を実施すること。

(3) 再委託の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部を外部委託する時は、企画提案書に記載し、江別市の承諾を得た時は、この限りではない。

9 報告書の作成

江別市の指示に基づき、本業務終了時は、速やかに報告書を作成すること。また、成果品として下記業務報告書一式及び原稿電子データを提出すること。

- (1) 江別市事業者向け脱炭素化普及促進支援コンサルティング事業委託業務報告書
- (2) 上記報告書一式の電子ファイルが格納されている電子媒体

10 委託料の支払

市の定める手続きによる。

11 その他特記事項

(1) 守秘義務及び個人情報の取扱い

① 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

② 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(2) 関係法令の遵守

業務の実施にあたって、受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の関連法令を遵守すること。

(3) 成果等の帰属について

① 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については、江別市に帰属するものとし、本市の承諾を得ないで、他に使用し、又は公表してはならない。

② 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(4) 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、江別市に発生原因及び経過等を速やかに報告し、江別市の指示に従うものとする。

(5) 各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

(6) 委託費の返還等

① 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

② 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと江別市が認めるとき、若しくは委託業務の目標が達成できない場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

(7) 不測の事態への対応

委託した業務が予定の期間内に完了しない場合や業務の遂行が困難となった場合など、不測の事態が生じた際には、仕様を変更し契約変更等を行う場合があるため、

留意すること。また、本委託について、この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、江別市と協議の上、決定する。